

# 特記仕様書

- 1 総 則 この特記仕様書は医療救護所用倉庫及び防災井戸用倉庫の購入について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 件 名 医療救護所用倉庫及び防災井戸用倉庫の購入（東京歯科大学市川総合病院）
- 3 納入期限 令和5年2月17日（金）
- 4 担当課 保健部 保健医療課
- 5 納入場所 住所：市川市菅野5丁目11番13号 東京歯科大学市川総合病院（以下「病院」という。）  
・詳細は別紙1「納入場所について」を参照。  
・事前に現場の確認が必要な場合は、担当課及び病院に事前に連絡すること。
- 6 数 量 ・医療救護所用倉庫 1棟  
・防災井戸用倉庫 1棟
- 7 規 格 以下の規格の倉庫を納入すること。

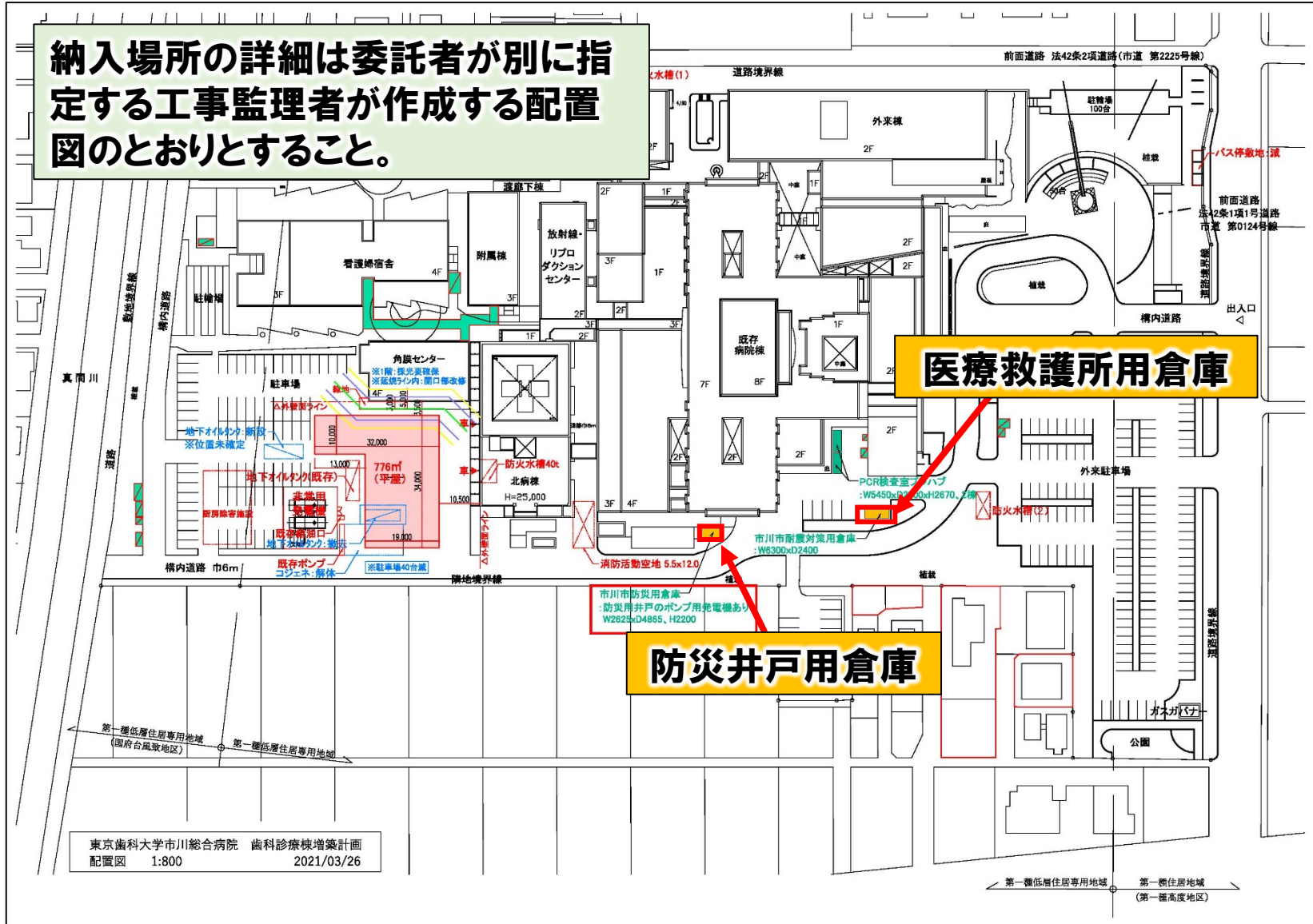
倉庫の用途	医療救護所用倉庫
参考品	不二サッシ株式会社 FSK-60
基本性能	・主要構造部が不燃材料（建築基準法第2条第9号）で造られ、開口部については防火戸その他政令で定める防火設備（建築基準法第2条第9号の2口）を有すること。 ・耐水性、耐蝕性を有する気密性の高い構造 ・直射日光等に長時間さらされても、収容品に影響を与えることのない断熱性を有する ・一般地域の積雪に対して十分な強度を有する
寸法（mm）	間口：6,000 奥行：2,400 高さ：2,350 程度
開口部（mm）	幅1,648 × 高さ1,835 程度 アルミフラッシュドア
換気口	・300mm×300mmの自然換気口を2カ所設ける ・換気口にはステンレス防虫網とアルミ製フード（防火設備認定品）を付ける
棚（mm）	収納棚2台 間口1500 × 高さ1800 × 奥行450 天地4段
文字入れ	市川市震災対策用倉庫
備考	・整地、基礎工事、倉庫の組み立て、運搬及び設置を行うこと。 ・整地について、工事監理者の指示のもと、地盤の緩み等が生じないように適切な機械により締め固めること。 ・基礎について、布基礎とし、発注者が別に指定した工事監理者（以下工事監理者という。）の指示のもと建築基準法に準拠して工事すること。（別紙2「医療救護倉庫 基礎伏図」参照） ・基礎について、ミルシート（鋼材検査証明書）、コンクリート配合計画書及びコンクリート納品書を提出すること。 ・別紙2「医療救護倉庫 基礎伏図」のとおり、基礎工事にあたり、土間コンクリートを新設すること。なお、土間コンクリート新設部分のアスファルト舗装については、発注者が予め掘削するものとする。 ・ドアの位置について、倉庫の中心（病院建物側）に設置すること。 ・文字入れの詳細は事前に担当課と協議すること。 ・倉庫の鍵について、6本作成すること。（本体附属も含む） ・倉庫床補強のために、床全体にコンクリートパネル（12mm）を追加で敷き、ビス止めを行い固定すること。

倉庫の用途	防災井戸用倉庫
参考品	株式会社淀川製鋼所 VXC-2652H MG
基本性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造部が不燃材料（建築基準法第2条第9号）で造られ、開口部分のシャッター戸については防火戸その他政令で定める防火設備（建築基準法第2条第9号の2口）を有すること。</li> <li>・耐水性、耐蝕性を有する気密性の高い構造</li> <li>・直射日光等に長時間さらされても、収容品に影響を与えることのない断熱性を有する</li> <li>・一般地域の積雪に対して十分な強度を有する</li> </ul>
寸法（mm）	間口：2740 奥行：5,260 高さ：2,350 程度
開口部（mm）	幅：2,380 × 高さ：1,892 程度 シャッター式
棚	なし
補助ドア	補助ドア背高H(設置場所については別紙3「補助ドアについて」参照) ※防火設備ではなくてよい。
文字入れ	市川市震災対策用倉庫
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整地、基礎工事、倉庫の組み立て、運搬及び設置を行うこと。</li> <li>・整地について、工事監理者の指示のもと、地盤の緩み等が生じないように適切な機械により締め固めること。</li> <li>・基礎について、布基礎とし、工事監理者の指示のもと建築基準法に準拠して工事すること。(別紙4「防災井戸用倉庫 基礎伏図」参照)</li> <li>・基礎について、ミルシート(鋼材検査証明書)、コンクリート配合計画書及びコンクリート納品書を提出すること。</li> <li>・別紙4「防災井戸用倉庫 基礎伏図」のとおり、基礎工事にあたり土間コンクリートを新設すること。なお、土間コンクリート新設部分の既存土間コンクリートについては、発注者が予め掘削するものとする。</li> <li>・文字入れの詳細は事前に担当課と協議すること。</li> </ul>

- 8 納 入
- ・病院内通路において車両の通行を止める必要がある作業については、毎月第2土曜日又は日曜祝祭日の9:00～17:00の間に実施すること。ただし、緊急作業または工程上やむを得ない場合は、発注者及び関係機関に事前に届出の上、合意を得られた場合に限りそれ以外の日時で実施するものとする。
  - ・納入に使用する車両、動線、及び納入の日時については、事前に担当課及び関係機関と協議し、必要な許可を得て実施すること。なお、整地、基礎工事着工については、令和4年11月下旬以降の予定である。
  - ・納入の際は、歩行者、病院利用者、職員等の安全性を十分確保し事故防止に努めること。
  - ・納入の際に敷地に汚損等を与えないように、養生等を行うこと。なお、受注者の責によって汚損等が生じた場合には、受注者の負担において回復すること。
  - ・納入の際に生じたごみは持ち帰り、残土については適切に処分すること。
  - ・発注者は、納品作業にあたり、受注者に著しく不適切と認めるときは、受注者に対して必要な措置をとることを請求することができる。
- 9 検 収
- ・納入に際しては担当課担当者及び契約課担当者の検収を受けるものとする。
- 10 そ の 他
- ・参考品以外で、同等の品質、機能を有する製品を提案する場合は、入札参加申請時口質疑書を提出し、承諾を得ること。
  - ・倉庫設置場所にある既存の倉庫については発注者が予め撤去するものとする。
  - ・受注者は契約締結後原則として14日以内に発注者と協議をして工程表を作成し提出すること。
  - ・倉庫設置場所について、工事監理者の指示に従い、配置図により指定した場所に設置すること。
  - ・価格には、組立、納入作業、整地、基礎工事及び転倒防止処理、残土等処分費用を含めること。
  - ・建築基準法等関係法令に基づき必要となる計画通知等申請手続きについては発注者が行う。
  - ・納入する製品は、傷、汚れ、その他外観を損ねるものがない。
  - ・契約の履行にあたり、第三者に損害を及ぼした場合には、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
  - ・この特記仕様書に定めのない事項について、物品供給契約書（物品供給契約約款を含む）に定めるとおりとする。
  - ・その他不明な点は、担当課担当者及び契約課担当者へ連絡し指示を受けること。
  - ・暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

# 納入場所について

納入場所の詳細は委託者が別に指定する工事監理者が作成する配置図のとおりとすること。



東京歯科大学市川総合病院 歯科診療棟増築計画  
配置図 1:800 2021/03/26

# 医療救護所用倉庫設置場所

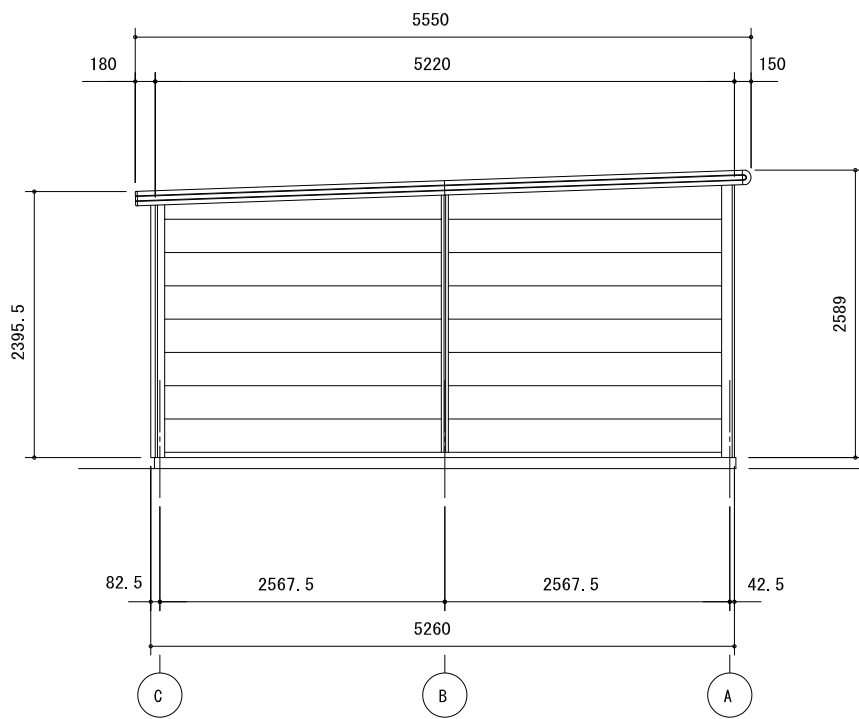
医療救護所用倉庫  
設置場所



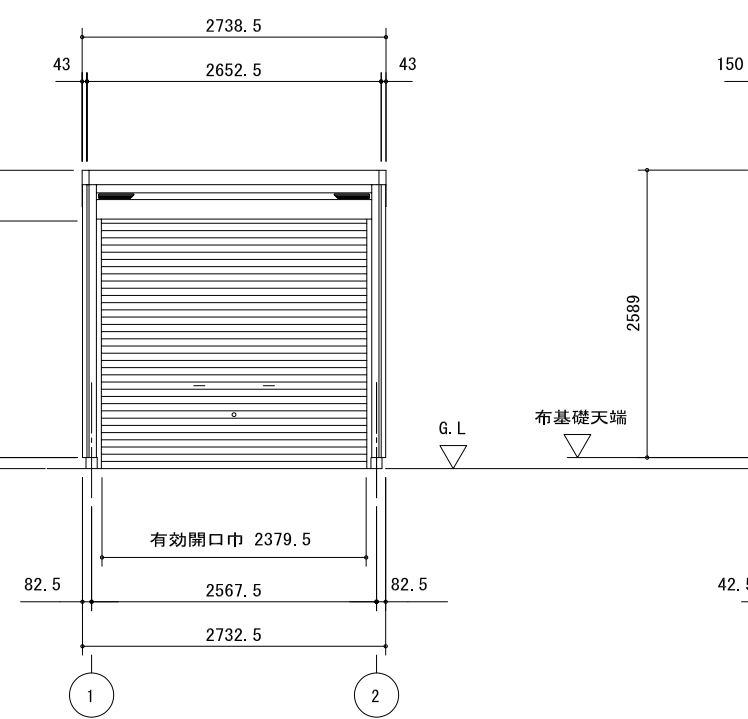
# 防災井戸用倉庫設置場所



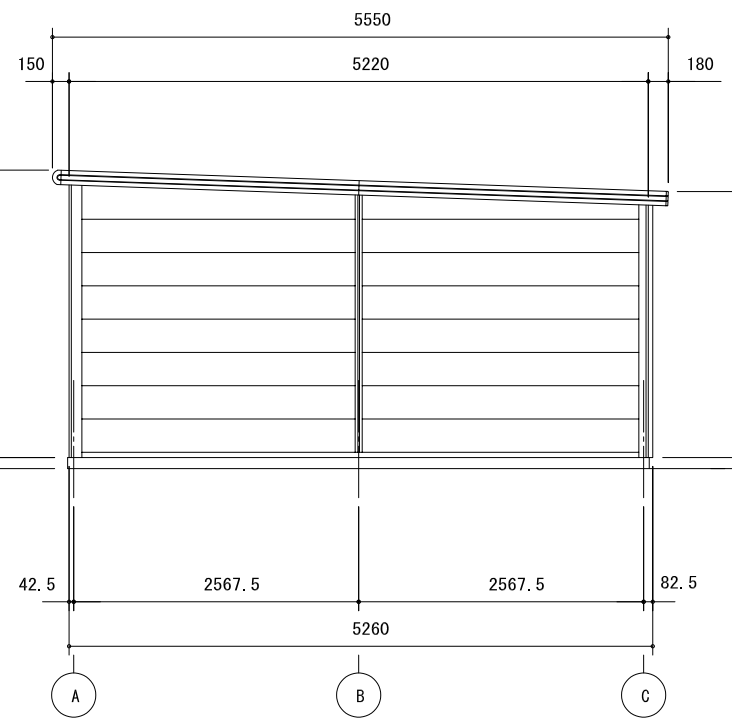




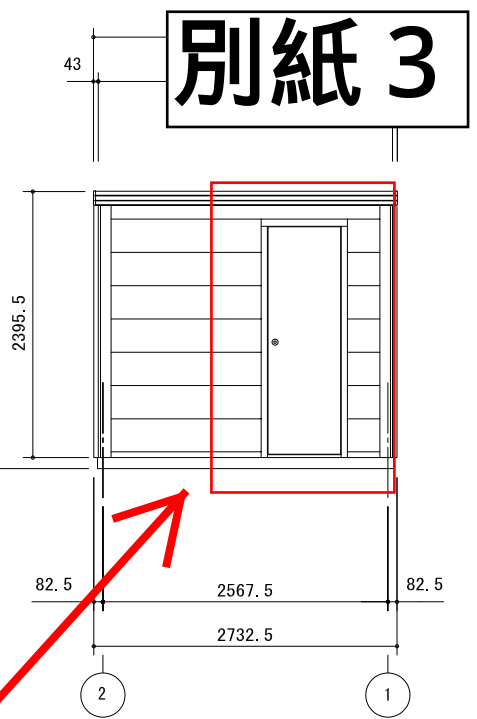
側面立面図 S=1/50



正面立面図 S=1/50

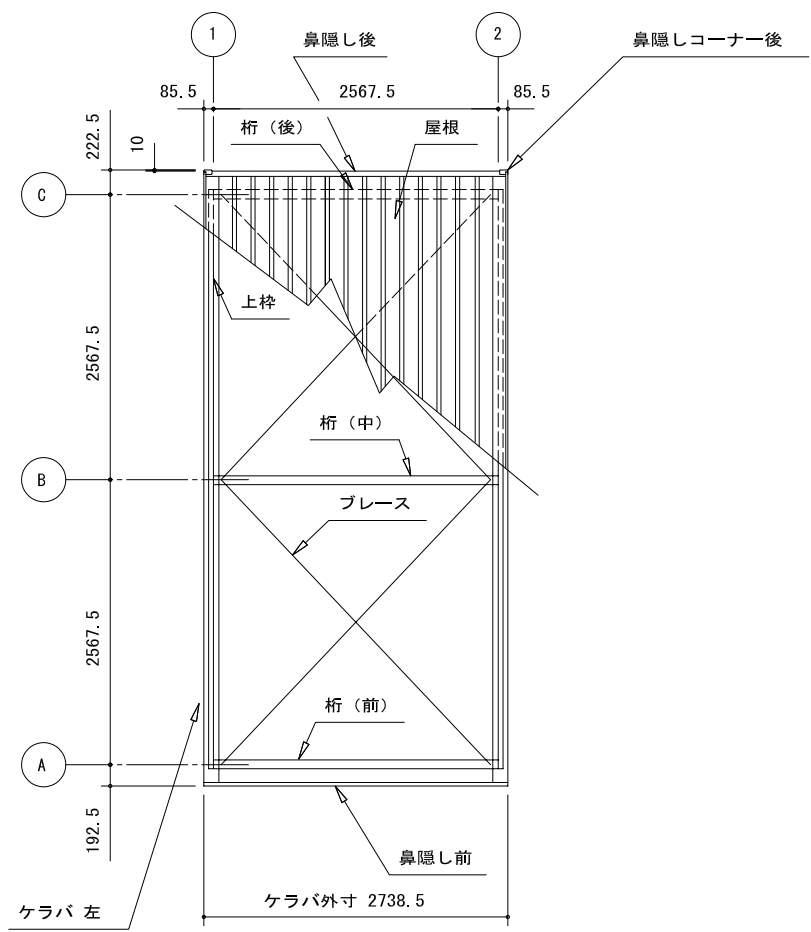


側面立面図 S=1/50

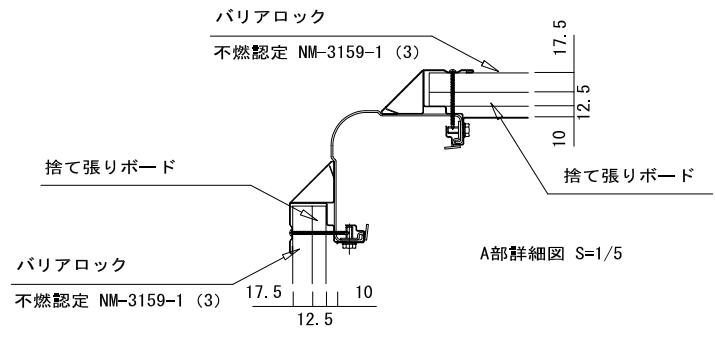


後面立面図 S=1/50

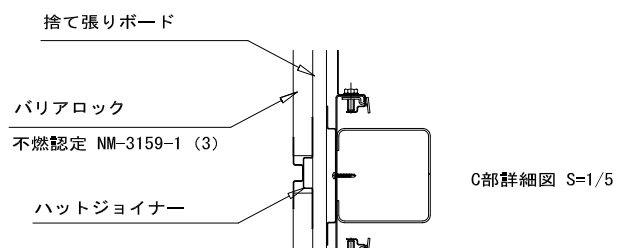
**補助ドア設置場所**



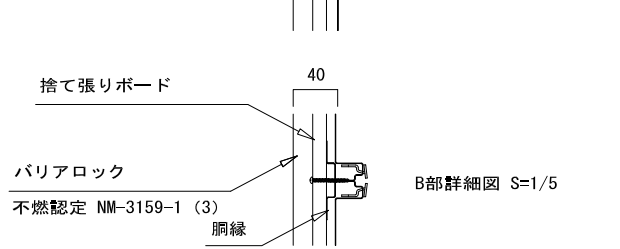
小屋伏図 S=1/50



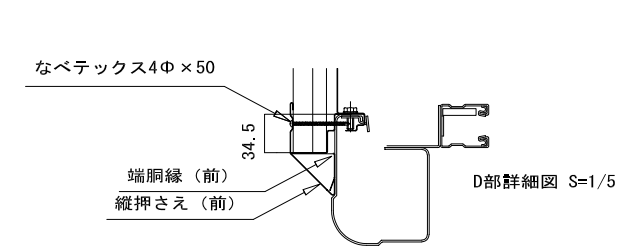
A部詳細図 S=1/5



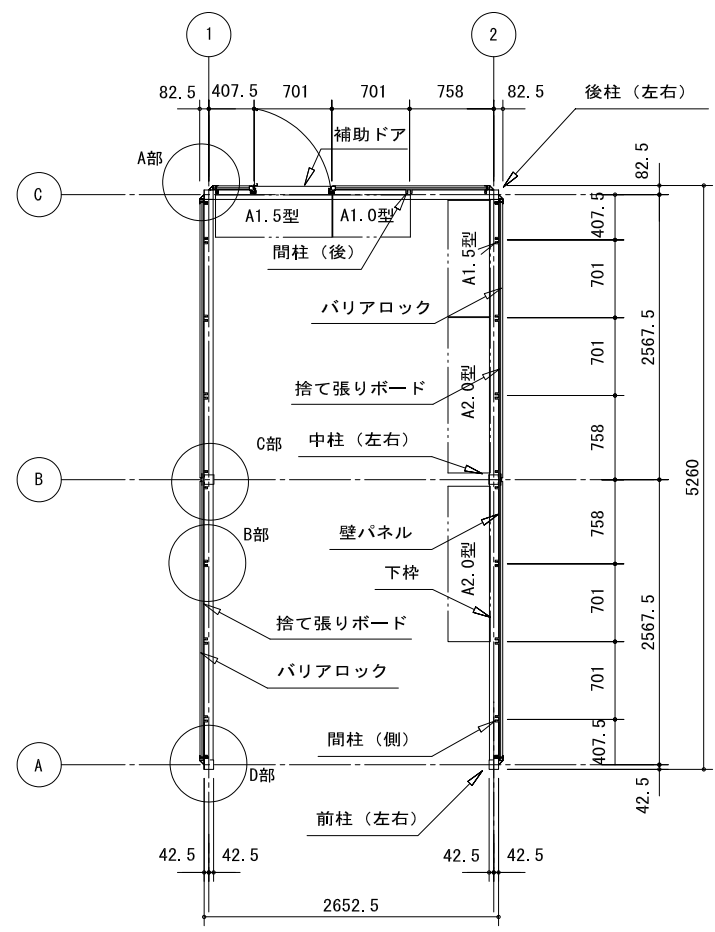
B部詳細図 S=1/5



C部詳細図 S=1/5

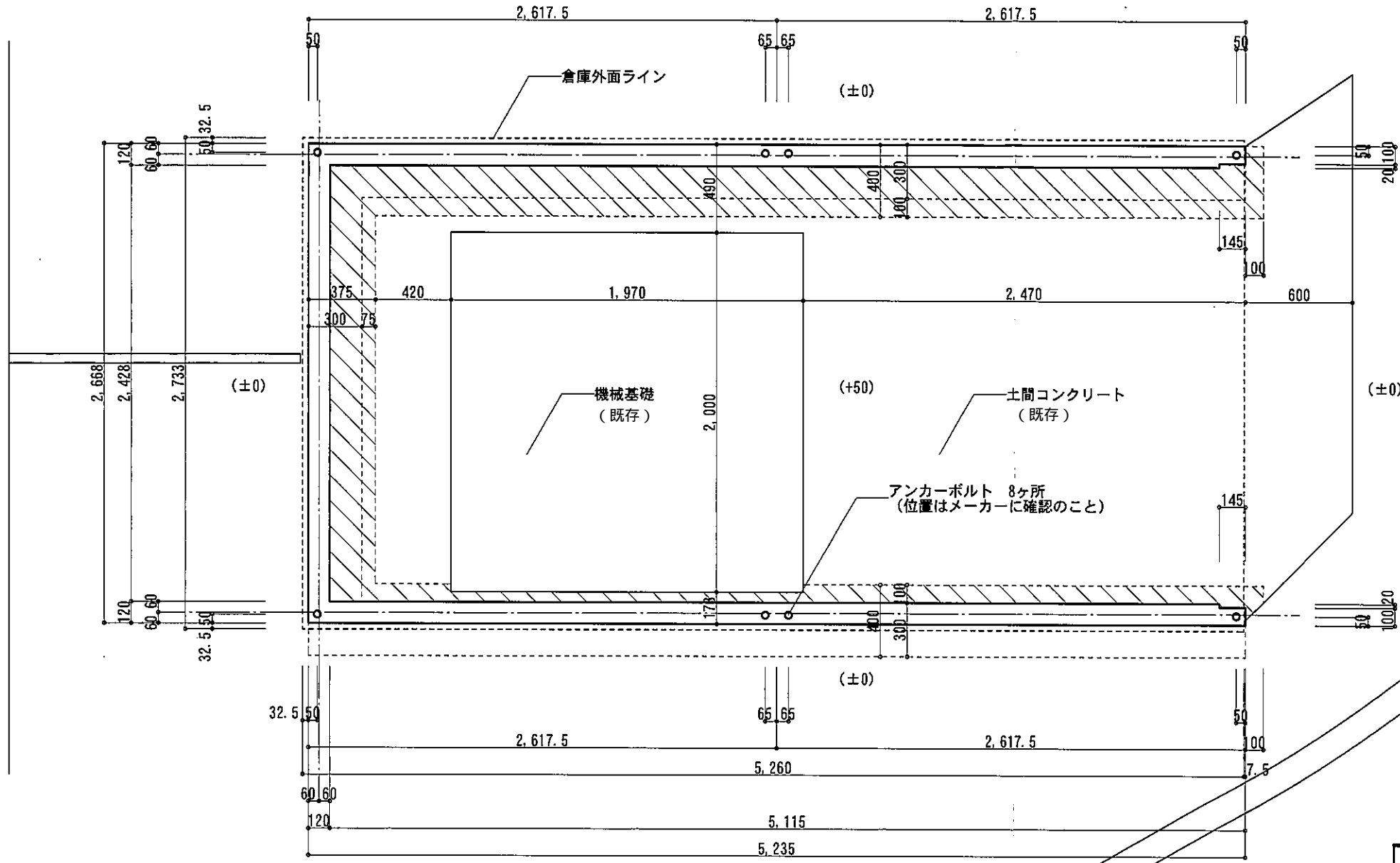


D部詳細図 S=1/5

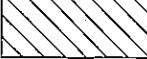


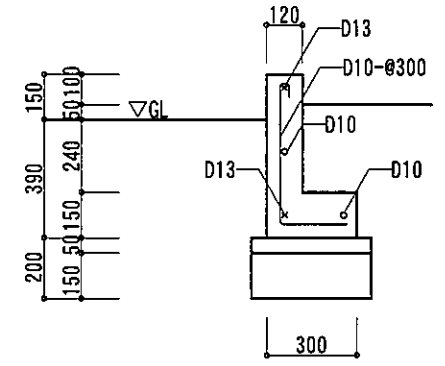
平面図 S=1/50

# 別紙 4



基礎伏図 S=1/30

 土間コンクリート新設部分



配筋詳細図 S=1/25

共通事項	
コンクリート	Fc=18N/mm <sup>2</sup> (以上) ※品質と温度補正を考慮する
鉄筋	SD295A (D10~D13)